

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故等番号 | 2015広第45号 |
| 事故等種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成27年3月26日 08時40分ごろ |
| 発生場所 | 愛媛県今治市伯方島南方沖 有津港矢崎防波堤灯台から真方位069° 200m付近 (概位 北緯34° 12.04′ 東経133° 05.62′) |
| 事故等調査の経過 | 平成27年4月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 新栄丸、0.8トン（長さ6.43m） EH3-47155（漁船登録番号）、個人所有 第281-39172号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート さつき丸、5トン未満（長さ6.10m） 281-3301愛媛、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A 右舷船首外板に擦過傷 B 左舷外板上縁部に亀裂 |
| 事故等の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、伯方島南岸でわかめ漁を終え、船長Aが、右舷船尾で椅子に腰を掛け、舵棒を持って操舵し、今治市有津港の係留地に向けて伯方島南方沖を北西進した。 船長Aは、右舷船首方に船首を西方に向けて漂泊しているB船を認め、B船を右舷方に見て通過するつもりで続航中、係留地が近くなったので減速し、わかめが入った籠をA船から降ろしやすいように下を向いた姿勢で船首方へ移動させていたところ、衝撃を感じ、A船とB船とが衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、有津港矢崎防波堤灯台の北東方沖で船首を西方に向け、釣りをしながら漂泊していた。 B船は、船長Bが、右舷船尾で椅子に腰を掛けて船首方を向き、たこの1本釣りを行っていたところ、平成27年3月26日08時40分ごろ、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。 A船及びB船は、自力で航行して有津港の係留地に帰った。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南西流約1.4ノット（船折瀬戸） |
| その他の事項 | 船長Aは、本事故発生場所付近の航行経験が数多くあった。 |

| | |
|--|--|
| | <p>船長Bは、本事故発生場所付近で漂泊して釣りをした経験が数多くあった。</p> <p>船長Bは、時折周囲を見ていたものの、これまで航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれていたので、接近する他船がいても漂泊中のB船を避けるものと思い、釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、衝突するまでA船に気付かなかった。</p> <p>A船及びB船には、レーダーがなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、伯方島南方沖を北西進中、船長Aが、下を向いた姿勢で漁獲物を船首方へ移動させることに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向かう態勢で航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伯方島南方沖で漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けるものと思い、釣りをしている見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、伯方島南方沖において、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、下を向いた姿勢で漁獲物を船首方へ移動させることに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、B船に向かう態勢で航行していることに気付かず、また、船長Bが、釣りをしている見張りを適切に行っていなかったため、接近するA船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 |